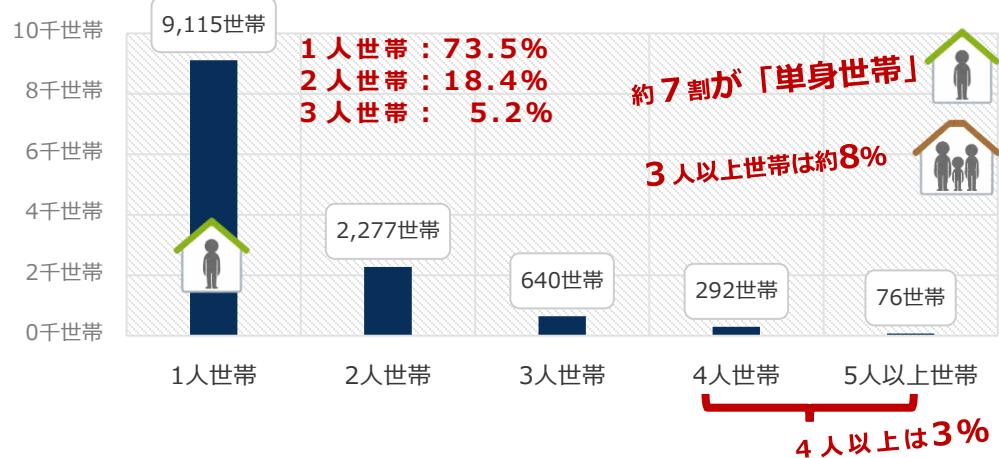


1. 蕨市国民健康保険の現状と取り組みについて ①

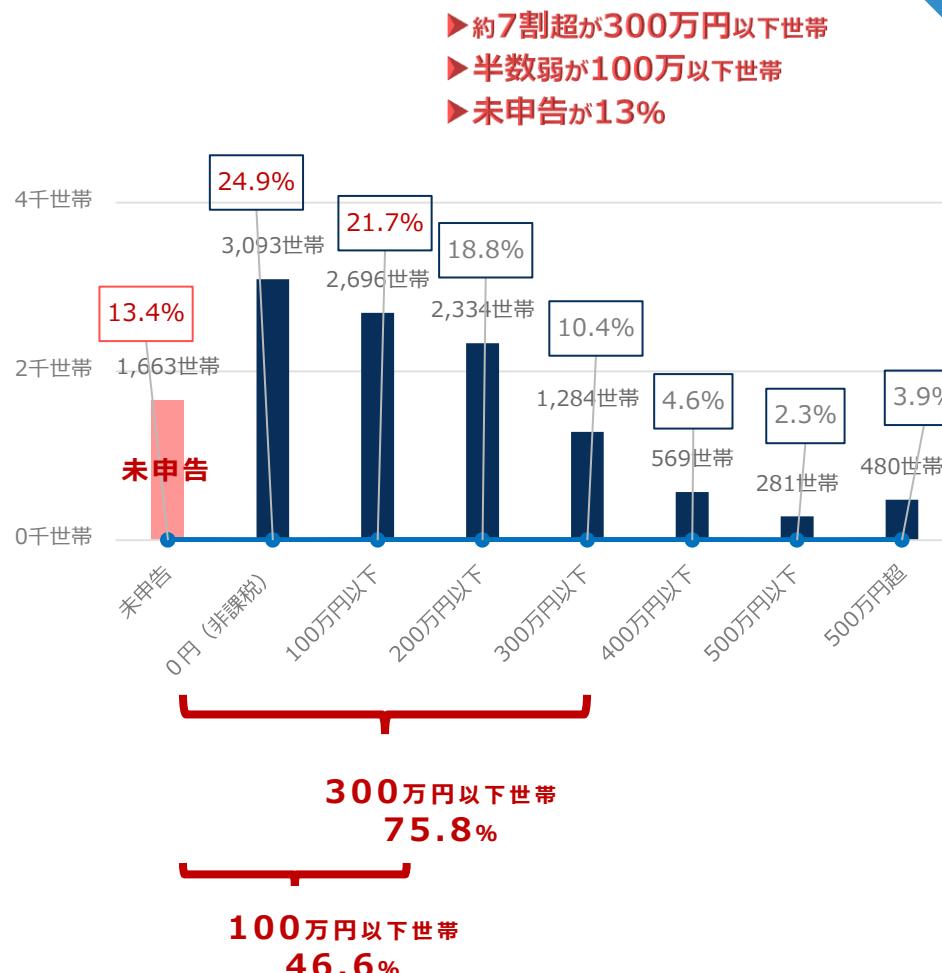
1-1 被保険者数・外国人被保険者数 推移（年度末）



1-2 国保加入世帯の構成人数（R7.7月） 12,400世帯



1-3 世帯所得別の内訳（R7.7月） 12,400世帯



蕨市は 令和5年の運営協議会からの 答申に どう取り組んできたか

蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて（答申）

令和5年10月5日付、蕨第51005号にて諮問のありました標記の件について、審議した結果を下記のとおり答申します。

記

（前略）

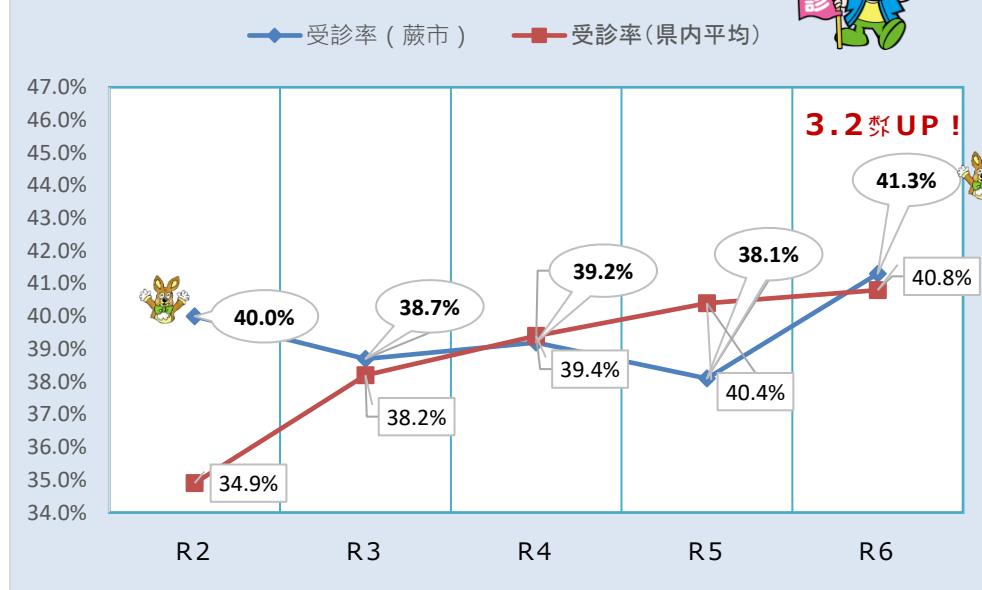
こうした状況を踏まえ、本市の国民健康保険事業においては、引き続き
①保険税収納率向上のための取組強化のほか、データヘルス計画に掲げられている**②特定健診・特定保健指導の受診率向上対策の取組**や若年層への受診勧奨や禁煙支援、糖尿病未治療者に対する受診勧奨や保健指導の実施による医療費適正化の取組と合わせて、保険税率の見直しは必要であると判断されることから、被保険者の負担が急激に増加することのないよう、段階的な改定を基本に次のとおり国民健康保険税率を改めることが適当である。

保険税収納率向上

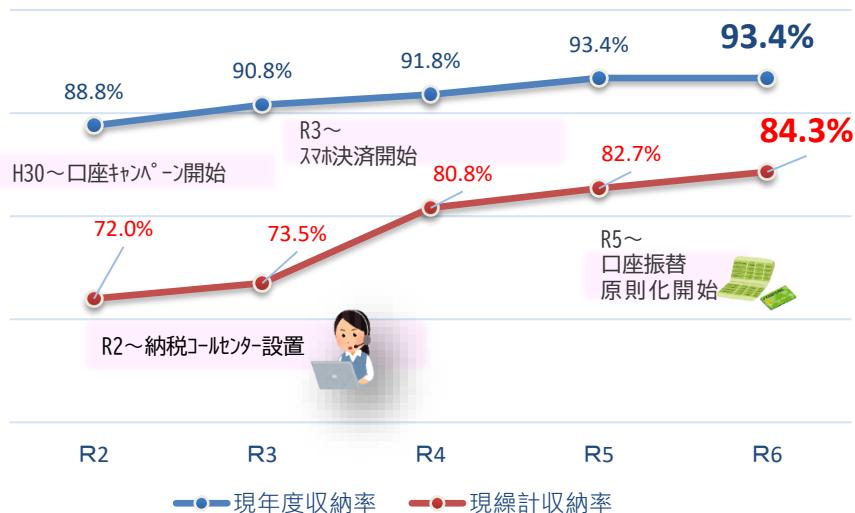
**特定健診
受診率向上**

1. 蕨市国民健康保険の現状と取り組みについて ③

1-4 特定健診受診率 推移 (蕨市・県内平均)



1-5 保険税収納率の推移 (現年度・現滞計)



受診率の向上を目指して -R 7の取り組み-

健診期間の「延長」

R 6 : 6月～10月

↓
R 7 : 6月～翌1月
(3か月延長)

「日曜健診」の実施



- 蕨市立病院 (10/26)
- 戸田中央総合健康管理センター (10/19)

①受診しやすい環境づくり

「受診者負担金」の廃止



R 6 : 800円
(非課税世帯0円)
↓
R 7 : 0円

②未受診者の掘り起こし

特定健診受診勧奨の「委託」

- ①SMSと連動したランディングページ (健診案内ページとの連携)

- ②レセプトデータを解析する特許技術により通院中未受診を正確に把握
↓
通知にかかりつけ医 (通院先) を表示し、生活ルーティンに健診を組み込む



追加資料) ○蕨市国民健康保険税額の比較 (所得に占める税・社会保障費の割合)

	ケース① 	ケース② 	ケース③ 	ケース④ 	ケース⑤
	単身世帯：25歳 給与収入150万円 固定資産税なし (2割軽減該当)	単身世帯：70歳 年金収入198万円 固定資産税なし (5割軽減該当)	2人世帯：夫婦70歳 年金収入198万と80万 固定資産税：5万円 (5割軽減該当)	3人世帯：夫婦35歳子1人 給与収入400万 固定資産税：6万円 子は未就学児	単身世帯：50歳 営業所得98万 固定資産税なし・介護あり (2割軽減該当)
蕨市現行(R7) 所得税・住民税・固定資産税・ 国民健康保険税・介護保険料・ 国民年金保険料 合計	306,800円	176,600円	209,200円	965,900円	341,700円
	36.09%	20.07%	23.77%	35.00%	34.87%
蕨市改正後(R8) 案① 所得税・住民税・固定資産税・ 赤字解消 国民健康保険税・介護保険料・ ライン 国民年金保険料 合計	315,800円	190,700円	226,300円	1,036,500円	365,500円
	37.15%	21.67%	25.72%	37.55%	37.30%
蕨市改正後(R8) 案② 所得税・住民税・固定資産税・ 9.3% 改定 国民健康保険税・介護保険料・ 改定 国民年金保険料 合計	306,500円	183,000円	215,500円	997,400円	352,300円
	36.06%	20.80%	24.49%	36.14%	35.95%

※所得税は令和7年分見込み。住民税は令和8年度見込み。介護保険料・国民年金保険料は令和7年度ベースで見込んだ。

<令和8年度税率の改定試案の比較>

蕨市現行(R7)	84,600円	63,700円	92,200円	326,800円	109,000円
蕨市改正後(R8) 案① 赤字解消 ライン	93,600円	77,800円	109,300円	397,400円	132,800円
	+9,000 +10.64%	+14,100 +22.14%	+17,100 +18.55%	+70,600 +21.60%	+23,800 +21.83%
蕨市改正後(R8) 案② 9.3% 改定	84,300円	70,100円	98,500円	358,300円	119,600円
	-300 -0.35%	+6,400 +10.05%	+6,300 +6.83%	+31,500 +9.64%	+10,600 +9.72%

※蕨市改正後（R8）ケース①は、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円へ引上げを反映（令和8年度分以後から適用）